

生活相談員の資格要件の変更について

平成22年6月28日 沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課

- 指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所に従事する生活相談員の資格要件については、法令において、下記の①から④の者と規定されています。
 - ① 社会福祉士
 - ② 社会福祉主事任用資格
 - ③ 精神保健福祉士
 - ④ その他、これらと同等の能力を有すると認められる者

- 平成22年7月1日から、介護従事者の専門性の評価、キャリアアップを図る観点から、④の者を次のとおり、区分けします。
 - ④-1 介護福祉士
 - ④-2 介護支援専門員

(参考)

【通所介護・短期入所生活介護】(平成11年老企25号)

生活相談員(居宅基準第93条第1項第1号)

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

【介護老人福祉施設】(平成12年老企43号)

生活相談員

生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)第5条第2項によること。

【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準】(平成11年3月31日厚生省令第46号)

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力と認められる者でなければならない。